

# 令和3年度 事業計画書（案）

社会福祉法人 おおぐち福社会

## 社会福祉法人おおぐち福祉会中長期計画（一部修正）

### 《 基本理念 》

人はどんな障がいがあっても、その人独自の輝きを持って誕生し、社会の一員となります。誰もが自立した日常生活を地域社会の中で送れるよう、社会福祉事業を通して『誰もが輝いて』をモットーに、生きがいを持てるサービスの提供に努めます。

### ★はじめに

平成14年4月、「社会福祉法人おおぐち福祉会」は、《基本理念》に基づき誕生しました。利用者・家族・行政・地域住民・関係機関等のご協力、ご理解をいただきながら、障害福祉サービス事業（生活介護事業所、就労継続支援B型事業所、ヘルパーステーション、共同生活援助事業所、短期入所支援事業所）、地域活動支援センター、地域包括支援センターを運営するまでになりました。おおぐち福祉会は、今後も地域に根差した施設になるよう努めます。

また、令和元年8月に空調機の故障が判明し、行政や町内企業、保護者・地域住民・関係機関等のご協力のもと令和2年6月までに工事完了することができた。

### I 目的

利用者に対し、継続して質の高い福祉サービスの提供を目指しつつ、各事業所の安定した経営を図るとともに、より多くの利用者ニーズに応えるための事業の拡大を見据え、以下の点を重点的に行う。

1. 職員の資質向上と、働く環境の整備
2. 地域における公益的な取り組み
3. 安定した経営基盤の確立と、設備改修のための財源確保
4. 虐待防止委員会を法人内に立ち上げる。

### II 計画内容

#### 1. 職員の資質向上と、働く環境の整備

##### (1) 人材育成

専門職としての資質向上を図るため、計画的に内部研修を実施する。また、外部研修や他施設の見学等に積極的に参加させる。

##### (2) 働く環境の整備

- ① 労働環境の整備を行う。
- ② 業務内容の見直しと担当業務の細分化を実施する。
- ③ 地域活動支援センターでは、職員の労働環境の改善を目的に特殊浴槽を導入し、職員の直接的な身体的負担の軽減を目指す。

## 2. 地域における公益的な取り組み

- (1) 地域との交流や地域貢献等の計画を策定する。
- (2) 社会福祉法人利用者負担軽減事業等を実施する。

## 3. 安定した経営基盤の確立と、設備改修のための財源確保

既存事業において、利用者ニーズにあった福祉サービスを確実に継続し提供していくために、安定した経営基盤を確立していく。

### (1) 利用者の確保

#### ① 多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業）

1日あたりの利用人数目標を定員数に設定し、工賃向上を含めた利用者ニーズに応えつつ、質の高い福祉サービスの提供を目指す。

#### ② 日中一時支援事業

日常の介護負担の軽減と学校等の長期休暇等を利用し施設の体験や就労体験など利用者及び家族のニーズに応えつつ、質の高い福祉サービスを提供する。

#### ③ ヘルパーステーション

高齢者や障がい者が地域の中で安心して生活ができるように質の高いサービスの提供を目指すとともに利用者の確保に努める。

#### ④ 地域活動支援センター

地域の中で安心して生活ができ、日々の生活に楽しみを見つけられるよう質の高いサービスの提供を目指すとともに利用者の確保に努める。

#### ⑤ 地域包括支援センター

高齢者や障がい者の総合相談窓口として大口町から受託している事業であるが、介護保険法及び障害者総合支援法に基づき地域で安心して生活を送れるよう総合的に支援を継続していく。

#### ⑥ 共同生活援助（グループホームふれあいの家）

グループホームの生活になれ、落ち着いた生活を送れるように支援を行う。

地域の一員となれるよう、地域の行事などにも参加する。

#### ⑦ 短期入所支援

介護者の介護負担の軽減や、一人暮らしの練習の場として利用していただくとともに、緊急時に対応できるように体制を整える。

### (2) 多機能型事業所の生活介護事業所に一本化への検討

### (3) 安定した経営基盤を確立するためのプロジェクトチームを法人内に立ち上げる。

### (4) コスト削減とコスト意識の徹底

- ① 経費の削減に努める。

電力会社を選択する。

② 最大限の福祉サービス提供と業務効率化を目指す。

(4) 法人施設の修繕計画のための財源の確保

① 令和元年8月に空調機が故障をしたため令和2年6月までに工事完了

② 外装及び屋根、玄関の庇の防水工事等・・・令和4年8月以降予定

○改修費用の概算と今後の予定

・概算見積もりを徴収し、修繕の計画を立てる。(令和3年3月)

・国庫補助金(大規模修繕)申請の準備を行う。・・・令和3年6月申請

・国庫補助金(大規模修繕)の交付決定が出れば令和4年8月以降に工事開始

・国庫補助金(大規模修繕)の否交付決定が出れば、改めて改修計画の見直しを行う。

・自己資金の財源確保

○財源(案)

・国庫補助金

・自己資金

※国庫補助金否交付の場合は、施設整備等積立金等を財源とし、不足分は預金から補う。

③ 地域活動支援センター浴室の改修工事計画・・・令和4年予定

○改修費用の概算と今後の予定

・概算見積もりを徴収し、修繕の計画を立てる。(令和3年3月)

・補助金申請を行う。(赤い羽根共同募金会)・・・令和3年5月

・補助金申請の交付決定が出れば、令和4年4月以降工事の準備を行う。

・補助金の否交付決定が出れば、国の「人材確保等支援助成金・介護福祉機器助成コース」の補助金に切り替え、申請と工事を併用して進める。

※国の「人材確保等支援助成金・介護福祉機器助成コース」の補助金は浴槽及び設置に関する費用が対象であるが、赤い羽根共同募金会の補助金は、撤去費用及び設置費用が対象の補助金であるため、先に赤い羽根共同募金会に申請を行う。

○財源(案)

・赤い羽根共同募金会の補助金又は、国の「人材確保等支援助成金・介護福祉機器助成コース」の補助金

・自己資金

施設整備等積立金等を財源とし、不足分は預金から補う。

## 生活介護事業

### 1 基本方針

利用者が自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、必要な介護、創作活動、生産活動の提供を効果的にはかれるよう利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に努めます。

### 2 事業計画

#### ① 利用者支援

利用者の人格を尊重して、その人権に配慮しつつ、生き活きとした社会生活が送れるよう努めます。

一人ひとりの特性、体力、健康状態などに合わせた活動を提供し、利用者の生きがいに努めます。

#### ② 生産活動

利用者一人一人に合った作業内容や提供方法の見直しをはかり、生産活動の楽しさ、達成感が得られるよう努めます。

花苗の栽培活動、畑での農作業等を通して季節の移り変わりを体感し、豊かな心を育て、落ち着いた生活が送れるよう努めます。

#### ③ 余暇活動

日常生活に必要な生活習慣の習得やコミュニケーション能力の向上に努めます。

創作活動では一人ひとりの個性を生かし、自信や達成感につながるような活動を取り入れ、その作品を発表展示する機会を提供し社会参加をはかれるよう努めます。

### 年間計画

- ・ 代表者会議・・・月 1 回
- ・ 職員会議・・・月 1 回
- ・ モニタリング・・・年 2 回
- ・ ケースカンファレンス・月 1 回

### 年間行事

別紙行事予定表のとおり

## 就労継続支援 B 型事業

### 1 基本方針

生産活動等を通して、能力及び知識の向上に必要な訓練や効果的な支援ができるようサービスの提供に努めます。

社会生活に必要な基本的習慣の習得や、就労継続支援 A 型事業所や一般就労へ向けた支援を行います。

### 2 事業計画

#### ① 利用者支援

利用者の人格を尊重して、その人権に配慮しつつ、生き生きとした社会生活が送れるよう努めます。

一人ひとりの特性、体力、健康状態などに合わせた作業環境を提供し、就労意欲の向上につながる支援に努めます。

#### ② 就労支援活動

作業を通して働くことの意義や自信を得るため、個々の特性を生かした作業を提供します。

社会生活に必要な基本的習慣（労働習慣、社会的ルールやマナー、コミュニケーション能力）の習得に努めます。

利用者や家族のニーズに合わせ、就労継続支援 A 型事業所や一般就労の実習の機会の確保に努めます。

#### ③ 工賃向上に向けて

利用者工賃向上に向けて、大口町資源リサイクルセンター業務の一部を受託しています。多くの利用者が働けるように実習等の支援に努めます。

花苗の栽培活動、畑での農作業等を通して季節の移り変わりを体感し、豊かな心を育て、落ち着いた生活が送れるよう努めます。

### 年間計画

- ・代表者会議・・・月 1 回
- ・職員会議・・・月 1 回
- ・モニタリング・・・年 2 回
- ・ケースカンファレンス・月 1 回

### 年間行事

- ・別紙行事予定表のとおり

## 日中一時支援事業

### 1 基本方針

長期休暇等における障害児（者）の社会生活体験学習としての場や余暇活動を提供し、多様化するサービス利用のニーズ等に対応できるよう努めます。

年間を通して利用者及び家族が望むサービスを提供できるよう努めます。

### 2 事業計画

#### ①利用者支援

利用者が安全で安心して通所できる環境づくりに努めます。

さまざまな体験をすることにより、その活動内容等の幅を広げられるよう努め、社会参加の向上を目指します。

長期休暇での利用の場合は、余暇活動や生産活動の体験を通し、将来のことを早い段階から考えることができるよう支援します。

保護者の介護負担軽減に努めます。

### 年間行事

- ・多機能型事業所に準ずる

## 共同生活援助

### 1 基本方針

利用者の居住の場を提供し、豊かで生きがいのある共同生活を支援し、利用者自身の能力をいかした日常生活、社会生活が送れるように、支援を行います。

### 2 事業計画

#### ① 利用者支援

利用者の意思及び人格を尊重して、その人権に配慮しつつ、生き生きとした日常生活、社会生活が送れるよう努めます。

一人ひとりの特性、健康状態などに合わせた活動を提供し、利用者の生きがいづくりに努めます。

社会生活に必要な身近習慣、生活習慣の習得や、コミュニケーション能力の向上、利用者の自信や達成感につながるような活動を取り入れるよう努めます

#### ② 家族との連携

家族と情報の共有を行い、連携することでより良い支援ができるように努めます。

#### ③ 余暇活動

利用者の要望を聞き、レクリエーションなどを行います。

#### ④ 地域活動

地域の行事等に参加、協力し、地域との関係性を深め、事業所の活動と障がいについて理解を求めます。

#### ⑤ 避難訓練

避難訓練計画書を作成し、定期的な避難訓練を実施します。

避難経路の確認をします。

### 年間計画

- ・代表者会議・・・月1回
- ・職員会議・・・月1回
- ・モニタリング・・・年2回
- ・ケースカンファレンス・月1回

### 年間行事

別紙行事予定表のとおり

## 短期入所支援

### 1 基本方針

居宅において、利用者の介護を行う家族の方の冠婚葬祭や疾病その他の理由により、短期間の利用を必要とする障がい者等が、地域において自立した日常生活が行えるよう、利用者自身の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行います。

### 2 事業計画

#### ① 利用者支援

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供するよう努めます。

できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。

#### ② 家族との連携

家族と情報の共有を行い、連携することでより良い支援ができるように努めます。

#### ③ 余暇活動

利用者の要望を聞き、レクリエーションなどを行います。

#### ④ 避難訓練

避難訓練計画書を作成し、定期的な避難訓練を実施します。

避難経路の確認をします。

### 年間計画

- ・職員会議・・・・・・・・月1回
- ・モニタリング・・・・・・・・年2回
- ・ケースカンファレンス・月1回

### 年間行事

別紙行事予定表のとおり

## 地域活動支援センター

### 1 基本方針

利用者が地域において豊かな生活が送れるよう、介護サービスや創作活動の機会を提供すると共に、行事を通して地域との交流をはかります。

### 2 事業計画

#### ①利用者支援

利用者の意思や人権を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供します。又、利用者の個性やA D Lを考慮した活動内容を提案します。

昨年度に引き続き、消毒、換気等の感染症対策をしっかりと行い、利用者が安心して利用できる環境作りを行います。

#### ②介護サービスの提供

A D Lに合わせた介護サービスを提供し、利用者の自立支援と家族の介護負担軽減をはかります。

現在使用中の入浴設備に経年劣化が見られ、新規設備の導入が必要な状況となりました。そこで、浴室設備の改良に向けた準備を開始します。設置してある埋め込み式の大型浴槽を撤去して、新たに座位入浴用機器を設置する計画で、費用は概算で700万円（浴室撤去工事200万円＋入浴用機器500万円）となります。令和3年度に補助金申請を行い、令和4年度の改修を目指します。

#### ③創作活動の機会の提供

利用者の個性や趣味、A D Lを考慮した活動内容を提案します。創作活動を通して得られる達成感を本人の自信へと繋げ、社会参加を求める気持ちや人間関係を構築する力を養います。

地域主催行事や関係団体主催への出展を積極的に支援します。

### 年間計画

- ・代表者会議・・・月1回
- ・職員会議・・・月1回

### 年間行事

別紙行事予定表のとおり

## ヘルパーステーション

### 1 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の能力を活かせるよう支援します。

関係市町、地域の医療・福祉サービスと密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

住みなれた地域で、より安心した生活が送れるよう、利用者とその家族の各々のニーズを大切にし、必要な支援をします。

### 2 事業計画

#### ① 訪問介護

利用者の有する能力に応じた自立した日常生活が送れるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### ② 居宅介護、行動援護、同行援護

多様な居宅介護サービスを利用し、障害のある方が可能な限り、社会参加できるよう努めます。

#### ③ 移動支援

利用者の障がい特性に配慮した柔軟な対応を行い、利用者が安全に楽しく社会参加できるよう努めます。

※ 訪問介護・・・介護保険法で認定された要介護、介護予防の方の自宅で身体介護、家事援助を行うサービス

※ 居宅介護・・・障害者の自宅で、身体介護、家事援助を行うサービス

※ 行動援護・・・行動に著しい困難を有する障害者が行動する際に生じる危険を回避する為のサービス

※ 同行援護・・・視覚障害者と外出をするサービス

※ 移動支援・・・移動が困難な人に対して安全に目的地まで移動できるよう支援するサービス

### 年間計画

・代表者会議・・・・・・・・月1回

・職員会議・・・・・・・・月1回

・ケースカンファレンス・随時

### 年間行事

別紙行事予定表のとおり

## 大口町地域包括支援センター

### 1 基本方針

- (1) 大口町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を実施する。
- (2) 地域包括支援センターの事業は、令和3年度大口町地域包括支援センター運営方針の業務推進の運営方針に基づき、事業計画書に従い実施する。

### 2 重点目標

- (1) 地域ケア会議の開催（個別課題から地域課題へ）  
個別ケア会議を定期開催することで、地域課題を把握し、関係機関と連携して地域包括ケアシステムの推進に努める。（偶数月：地域ケア会議、奇数月：地域包括支援センター内の部会にて地域ケア会議開催のための事例検討会）
- (2) 高齢者健康づくりの推進
  - ア 団塊の世代に対し後期高齢者（75歳以上）になる前に介護予防の重要性を周知
  - イ 出前での健康講座等で生活習慣病に対する危機感の意識付け
  - ウ リハビリ職との連携による効果的な介護予防の推進
- (3) テーマを決めた実態把握  
高齢者人口増加に加え、コロナ禍である現状から実態把握のための訪問件数に限界があることを考慮し、「身内のいない単身高齢者」や「85歳以上の高齢世帯」等、テーマを決めて効率的な実態把握に努める。
- (4) 認知症高齢者への支援
  - ア 認知症サポーター養成講座等の出前講座を開催し、広く住民に認知症について正しい知識を持ってもらう。
  - イ 認知症初期集中支援チームにて困難な事例に取り組む。
- (5) オンライン等の利用による社会状況に応じた活動・周知  
ホームページの活用による周知や、オンライン会議等へ積極的に参加するなど、コロナ禍でも他の関係機関との連携に努める。

### 年間計画

- ・代表者会議・・・月1回
- ・職員会議・・・月1回

### 年間行事

別紙行事予定表のとおり

## 大口町地域包括支援センターの主な業務

### 1. 介護予防ケアマネジメント業務

- ①今後介護を要する状態となる可能性がある方を対象とした介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施
- ②今後要支援または要介護認定を受ける可能性がある方を対象とした運動機能向上や認知症予防のための体力アップ教室や脳力アップ教室等の紹介
- ③自立した生活が可能である方を対象に今後も長く自立した生活を送れるよう介護予防の自発的取り組みの促進、知識の普及・啓発

### 2. 総合相談支援業務

高齢者本人や、家族からの相談を幅広く受け付け、必要な制度や利用できる社会資源など紹介して問題解決にあたる。

### 3. 権利擁護業務

高齢者一人ひとりがもつ権利を守るために、判断能力が低下している高齢者が詐欺や不当な契約などの金銭トラブルに巻き込まれないよう、成年後見制度等の活用を勧めるなど、未然に本人を守る。また、虐待や虐待の恐れのある高齢者の早期発見に努め、行政と連携して、その対応にあたる。

### 4. 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者にとってより良いサービスが提供できるよう、またより生活しやすい地域となるよう地域ケア会議を実施すると共に、ケアマネジャーへの、相談支援や支援困難事例に対する助言等を行う。

## 大口町地域包括支援センター（障害者相談支援）

### 【町受託事業】

- 1 相談事業（継続事業、一部新規事業あり）
  - ① 障がい者及びその家族の総合相談支援
    - ・総合相談  
日常の困りごとなど総合的に相談に応じ、関係機関の紹介を含めた情報提供等を行う。
    - ・虐待の防止や早期発見  
虐待等を疑われる場合は状況把握に努めるとともに、すみやかに町に報告し、町の指示に基づき、各関係機関との連携をしながら問題解決を図る。
    - ・障がい者の権利擁護  
障がい者の権利を守るための相談に応じ、情報提供を行うとともに、尾張北部権利擁護支援センター等関係機関へつなぐ。
    - ・解決が難しい問題を抱える方への支援  
必要に応じて個別支援会議を開催し、情報共有と解決のための検討など行い、関係機関と連携しながら支援を行う。（随時開催）
  - ② 大口町が行う地域生活支援拠点事業において、関係機関との連携を図る。
  - ③ 地域との連携
  - ④ 町内の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施する。  
相談支援事業者への専門的指導や助言、人材育成、関係機関との連携強化の取り組みを行う体制づくりを目指す。
  - ⑤ 大口町障がい福祉調整会議は、事務局の一員として参画する。
- 2 広報・啓発事業（継続事業、一部新規事業あり）
  - ① 障がい福祉セミナーの開催（令和4年1月頃開催予定）
    - ・当事者やその家族が障がいについての理解を深める機会として障がい福祉セミナーを開催する。
  - ② 障がい福祉フォーラムの開催（令和3年7月頃開催予定）
    - ・住民が障がいについての理解する機会として障がい福祉フォーラムを開催する。
  - ③ 障がい者の理解と地域包括支援センターについての周知・啓発活動の実施

- ・ 出前講座の開催
- ・ 企業に対して障がい理解の促進と福祉サービスの情報提供
- ・ 民生委員・児童委員を対象に研修の実施
- ・ 広報おおぐちを通じての啓発
- ・ ふれあいまつりでブースを出店（新規）
- ・ 母子通園での母親教室の開催
- ・ 各種当事者団体の活動への継続的な参加

④ オンラインの活用

新型コロナウイルス感染予防対策のため開催できなかった場合は、ホームページや ZOOM を活用し、動画や資料を配信する。

3 その他

① 当事者間の交流の場の提供（継続）

気兼ねなく参加者の思いを吐露できる場となることを目的とする「ハートフルスペースほっとひといき」を定期的で開催する。（年6回開催予定）

② 大口町障がい福祉サービス事業所連絡会の開催（継続）

情報の交換を通じて事業所間での交流や連携を深め、よりよい連携関係を醸成することを目的に開催する。

町内共通の地域課題を抽出し、整理と分析の機能を強化することを目指す。

③ 障がい者実態把握（継続）

公的サービス等を利用していない障がい者本人や家族等が必要に感じた時に地域包括支援センターを利用できるという周知を行うとともに、有事の際には必要な支援につなげられる体制を整えることを目的に、町内の障がい者の生活状況等の聞き取り調査を引き続き実施する。

④ ライフステージに沿った継続的な支援（継続）

大口町障がい者ほほえみ計画に基づき、就学、卒業、就職、65歳など、ライフステージに沿った継続的な支援を行うための仕組みを構築する。

【町受託外事業】

① 計画相談（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）

契約を締結した方が継続的に支援を利用できるようサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する。

年間計画・年間行事は、大口町地域包括支援センターに準ずる。